○法務省告示第九十六号

京都府宇治市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年三月五日

法務大臣　谷垣　禎一

京都府宇治市宇治塔川三十二番地　石川智香子

○農林水産省告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町市木六二四一の二・六二四二の一九・六二四二の二二・六二四二の二四・六二四二の二五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　スキー場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県桑名市多度町力尾字沢地九の一三から九の一六まで・九の二〇・九の二三・九の二四・九の二六・九の二七・九の二九・九の三六・九の四二・九の四八（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、九の二一、九の二二、九の二八、九の三三、九の三四、九の三七から九の四一まで、字石塚八九の一・九一の七・九一の一二・九一の一三・九一の一六・九一の一七・一〇〇の二・一〇一の三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、八九の二から八九の一〇まで、八九の一二、九〇、九〇の一、九一の一から九一の六まで、九一の一四、九一の一五、九二、九四の一、九四の二、九八の一、九八の二、九九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町大野字藤舞八五四の一、八五四の二、錦町広瀬字馬ノ谷日浦一五〇七の一、一五〇七の二、字馬ノ谷狭一五〇八の一、一五〇八の二、字馬ノ谷陰一五〇九の一、一五〇九の二、字馬転平一五一〇の一、一五一〇の二、字高後口一七二三の一、一七二三の二、一七二三の四、字岳ノ岡一九三一の一、一九三一の九、字岳口一九三一の七、一九三一の八、字田代奥口二〇二七の一、二〇二七の二、字馬糞ケ岳二〇六四、錦町字佐字浦石大道一八八三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町府谷字滝宇津一四、一五、一七、字滝のうつ二五二六の一から二五二六の四まで、字竹のうつ二五四九、錦町広瀬字立野一九六、一九七、三二八三、三二八八、三二九〇、字大元二〇二、字大平三二八七、三三〇一、字豆槌三三二九の二、三三三〇の二

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月五日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
トバセ電気工事株式会社	埼玉県越谷市大字砂原百八十番地一	平成二十六年二月十九日

○国土交通省告示第百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道58号改築工事（恩納南バイパス・沖縄県国頭郡恩納村字恩納屋嘉下口地内から同村字谷茶大袋原地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　沖縄県国頭郡恩納村字恩納屋嘉下口、字恩納内ノ浦、字恩納赤間、字恩納ジムン、字恩納ガンヂ原、字谷茶中谷茶原、字谷茶上谷茶原及び字谷茶大袋原地内

2　使用の部分　沖縄県国頭郡恩納村字谷茶中谷茶原地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県国頭郡恩納村字恩納屋嘉下口地内から同村字仲泊安幸地原地内までの延長6.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道58号改築工事（恩納南バイパス）及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道58号改築工事（恩納南バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道58号（以下「本路線」という。）は、鹿児島市を起点とし、奄美市、沖縄県国頭郡恩納村、浦添市等を経由して那覇市に至る延長約866kmの主要幹線道路である。

本路線は、沖縄県西海岸を南北に結ぶ主要幹線道路であるが、このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、リゾートホテル等の観光資源が存する国頭郡恩納村の沿岸部を通過していることなどから、観光客等による通過交通や地域住民による地域内交通に利用されている。